

パブリックコメント意見募集の結果公表

第三期帯広市地域福祉計画（原案）に対して、市民の皆様からご意見を募集しました結果について、ご意見の概要と市の考え方は下記のとおりです。寄せられた意見等を踏まえ原案を修正し、別紙のとおり最終案とします。

【意見募集結果】

案 件 名	第三期帯広市地域福祉計画（原案）		
募 集 期 間	令和元年11月25日（月）～ 令和元年12月24日（火）		
意見の件数 （意見提出者数）	14件（4人）		
意見の取り扱い	修正	案を修正するもの	6件
	既記載	既に案に盛り込んでいるもの	4件
	参考	今後の参考とするもの	1件
	その他	意見として伺ったもの	3件
意見の受け取り	持参		1人
	郵送		0人
	ファクス		0人
	電子メール		3人

【意見等の内容】

No.	市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
1	【その他】 ノーマライゼーション、ユニバーサルデザインという言葉の意味がよく分からない。	1	【修正】 最終案に追加した資料編の用語集に説明を記載します。
2	【第4章 施策の展開】 ひきこもりなどの現場で、声かけをしても「放っておいてほしい」と言われることがあり、どのように対応していくかが課題である。	1	【参考】 ひきこもりに関わる課題は人により様々であり、幅広い関係機関が協力し、個々の状況に応じた対応を進める必要があると考えています。ご意見は、今後の参考といたします。
3	【第4章 施策の展開】 成年後見制度の壁として「空き家対策」や「相続関係課題」、「土地家屋管理問題」などがあると思うが、これらをスムーズに解決するために条例化の推進を検討すべきではないか。	1	【その他】 成年後見制度の利用促進に当たっては、個別の案件に応じたきめ細かな対応が必要であり、これまでも、幅広い専門家や関係機関が連携し、空き家や相続などを含めたような課題に取り組んできています。ご提案については、ご意見としてお伺いします。

4	<p>【第3章 地域福祉推進の考え方】 階層イメージ図に「介護予防自主サークル」「元気コース事業」等を、明記してほしい。</p>	1	<p>【修正】 階層イメージ図では左側に主体となるものを記載し、右側は活動に関することを記載しています。ご意見の趣旨を踏まえ、左側に「自主活動サークル」、右側に「介護予防等自主活動」を追記します。</p>
5	<p>【第4章 施策の展開】 「ちょっとした支えあいサポーター」の養成に関する記載があるが、この内容では期待度が低いと感じられるため、詳しく記載をすることが必要と思う。</p>	1	<p>【修正】 ご意見のありました事業については、取り組みをより理解いただけるよう用語集に事業の説明を掲載します。</p>
6	<p>【第4章 施策の展開】 犯罪被害者支援に関する項目も記載の必要があると思う。</p>	1	<p>【その他】 犯罪被害者等基本法に基づき、帯広地区被害者支援連絡協議会への参画や、帯広歩行者天国にて行われている被害者支援バザーなどへの協力を行っているところです。帯広市においては「帯広市犯罪のない安全なまちづくり条例」を制定しているところであり、今後も犯罪被害者支援に取り組んでいきます。</p>
7	<p>【第4章 施策の展開】 8050問題に関して、終末期に関する問題と長期に渡る延命生存問題も重要な課題と思う。</p>	1	<p>【その他】 終末期に関する看取りの問題や延命生存問題なども重要な課題であると認識していますが、これらは本人や家族の意思を尊重する必要がありますと考えています。ご提案については、ご意見としてお伺いいたします。</p>
8	<p>【第4章 施策の展開】 「疾病の予防」、「早期発見や重症化の予防」について、既に医療機関や介護施設に関わっている人達の一手手前のグレーゾーンの人達をどのように予防に誘えるかが大きな課題と考える。</p>	1	<p>【既記載】 ご意見については、P48の健康づくりや介護予防の推進における、各種予防や地域交流を通じた取り組みにて記載しています。今後も介護予防と、専門職が関与する保健事業との一体的な取り組みの検討を進め、課題解消に努めていきたいと考えています。</p>
9	<p>【全体】 町内会を運営・育成する立場の者として、地域共生社会の実現には賛同するものである。現在町内会の運営において、近隣住民の関係性の希薄が進み、町内会行事や防災活動上で悩みが多く見られている。当町内会では7年前より「見守りネットワーク」の体制を構築し、現在大きな成果はないが、今後の地域共生社会の実現に役立つのではないかと考えている。 地域共生社会の形成は町内会の活動の底力から生まれるのではないかと考えている。</p>	1	<p>【既記載】 地域共生社会の実現に向け、町内会活動は重要な役割を担っていると考えています。 P38、39に、地域活動団体や地域活動についての施策展開などを記載しているところであり、今後も地域における支え合いの力を高めていくため、多くの市民が主体的に地域活動に参加できる環境づくりに取り組んでいきます。</p>

10	<p>【第4章 施策の展開】 帯広市の建設工事入札参加資格審査において、犯罪をした者等を雇用する協力雇用主に加点する制度が導入されており、このことは再犯防止推進計画の重点課題の一つである「就労・住居の確保等」の帯広市における具体的取り組みといえる。</p> <p>したがってP41再犯防止に向けた取り組みの推進に記載のある、「再犯を防止するために関係機関、団体等との協議を進め、就労や住居の確保などの支援に取り組みます。」の文中に上記の取り組みを加えるか、または別立てで加えることがよいと考える。</p>	1	<p>【既記載】 ご意見のありました取り組みについて、は、「就労や住居の確保などの支援」に含んでおり、今後も継続していきます。</p>
11	<p>【第4章 施策の展開】 年4回開催されている帯広地区保護司候補者検討協議会には、帯広市職員が同協議会委員として参画し、保護司候補者の選定等に協力している。</p> <p>このことは、帯広市が、再犯防止に係る民間ボランティアの代表的存在である保護司の確保に協力する取り組みを行っていることにほかならず、再犯防止推進計画の重点課題の一つである「民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等」の帯広市における具体的取り組みといえる。</p> <p>したがって、この取り組みを別立てで加えることがよい。</p>	1	<p>【修正】 再犯防止にあたっては保護司などの民間協力者の活動等も重要なものと捉えていることから、ご意見の趣旨を踏まえ、以下のとおり P41 再犯防止に向けた取り組みの推進に追記します。</p> <p>「再犯を防止するために関係機関、団体等との協議を進め、就労や住居の確保、<u>民間協力者の活動促進などの支援に取り組みます。</u>」</p>
12	<p>【第4章 施策の展開】 薬物依存からの回復への支援について、「薬物依存からの回復に関する正しい知識・技術の普及と、支援者同士の連携強化に努めること。」「法務省と厚生労働省とが策定した『薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン』や関係機関の意見等を踏まえ、薬物依存からの回復支援に取り組むこと。」「地域の薬物依存問題について、関係者が認識を共有し、治療や支援に協働して取り組むための事例検討会・連絡会議等に協力すること。」</p> <p>上記3つを計画に盛り込むことを希望する。</p>	1	<p>【修正】 薬物依存からの回復への支援において、薬物依存者が社会復帰しやすい環境づくりが重要なものと捉えていることから、ご意見の趣旨を踏まえ、以下のとおり P41 再犯防止に向けた取り組みの推進に、新たな項目として追記します。</p> <p>「<u>薬物依存からの回復への支援に向け、関係機関、団体等と連携・協力を進めます。</u>」</p>
13	<p>【第4章 施策の展開】 保護司会への協力について、「保護司会に対する助成を継続すること。」「保護司と学校関係者との日常的な連携・協力体制の構築に協力すること。」</p> <p>上記2つを計画に盛り込むことを希望する。</p>	1	<p>【既記載】 ご意見のありました取り組みについては、関係機関・団体等との協議を進め、支援に取り組むことや、社会を明るくする運動などの既存の事業に含まれており、今後も取り組みを進めていきます。</p>

<p>【第4章 施策の展開】</p> <p>「刑務所出所者等に対し、必要に応じ、生活困窮者自立支援制度など福祉的な支援制度を(中略)更生保護関係団体との連携を強化します。」について、取り組みをより具体化するため、項目を以下の二つに分けることを提案する。</p> <p>(項目1: 刑務所出所者等への福祉サービスの円滑な実施に資する連携強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪をした者等のうち、生活に困窮する者や障害者等の福祉的支援が必要な者に対し、必要な福祉サービスが円滑に提供されるよう、福祉事務所と刑事司法機関との連携強化に努める。 ・更生保護施設に入所する者のうち、福祉サービス等を必要とする者が必要な支援を円滑に受けることができるよう保護観察所及び更生保護施設との連携強化に努める。 <p>(項目2: 特別調整に対する支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた調整に関する連絡協議会等に出席し、刑事司法関係機関等との連携強化に努める。 ・矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障害者に関して、地域生活定着支援センターが実施する社会福祉施設等への入所調整等に協力する。 	<p>14</p>	<p>【修正】</p> <p>刑務所出所者等が抱える課題について、生活困窮や介護、障害など様々な課題があり、関係機関などを通じて適切な福祉サービスに繋げる必要があるため、頂いたご意見の趣旨を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p><u>「刑務所出所者等のうち、生活に困窮する者や高齢又は障害のある人などの福祉的支援が必要な者に対し、必要な福祉サービスが円滑に提供されるよう関係機関との連携を図ります。」</u></p>	<p>1</p>
--	-----------	---	----------

【案件の最終案】

別紙のとおり